天童市地域クラブ活動・学校部活動に関する総合的なガイドライン

令和８年９月

天童市・天童市教育委員会

【目　次】

第１章　ガイドラインの基本的な考え方

１　策定の趣旨

２　位置づけ

３　計画期間・取組
（1）計画期間
（2）取組

第２章　地域クラブ活動

１　地域クラブ活動の基本理念

２　地域クラブ活動に関する認定制度
（1）認定要件
（2）認定手続き等
（3）認定期間
（4）学校部活動と認定地域クラブ活動との違い

３　認定地域クラブへの支援
（1）学校施設及び備品等の使用
（2）市有施設における使用料の減免
（3）活動費・運営費の支援
（4）関係機関との連携促進

４　各種課題への対応
（1）実施主体の整備
（2）指導者の確保と育成
（3）教職員の兼職兼業
（4）活動場所の確保
（5）経済的困窮世帯への支援
（6）活動場所への移動手段

第３章　学校部活動

1　学校部活動の在り方

2　適切な運営のための体制整備
(1)学校部活動に関する方針の策定等
(2)指導・運営に係る体制の構築

3　適切な指導及び安全・安心の確保
(1)暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
(2)合理的かつ効率的・効果的な活動の推進
(3)適切な活動時間に関する基準

第４章　学校部活動及び地域クラブ活動等における事故防止について

1　活動前や活動中における留意事項
(1)連絡体制整備と健康状態の把握
(2)安全点検
(3)活動中に配慮すべき事項

2　天候等の考慮すべき事項
(1)熱中症への対策
(2)低体温症への考慮
(3)雷・暴風雨等への考慮

3　クマ等対策の留意事項

第５章　大会等への参加等について

1　大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
(1)大会等への参加の引率
(2)大会等運営への従事

第１章　ガイドラインの基本的な考え方

１　策定の趣旨

本ガイドラインは、「天童市部活動地域展開推進計画」をふまえ、天童市内のすべての生徒がそれぞれの希望に応じたスポーツ・文化芸術活動に主体的かつ持続的に参加できる環境の構築と、学校教育の質の向上に資する働き方改革の推進を図るために策定するものである。

２　位置づけ

本ガイドラインは、令和７年１２月に文部科学省が策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」及び令和８年３月に山形県教育委員会が策定した「山形県における部活動改革及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」をふまえ、中学校部活動の地域展開を推進するための総合的なガイドラインとして位置づけるものである。

３　計画期間・取組

（1）　計画期間

<table>
<tr><td>令和８年度</td><td>令和９年度</td><td>令和 10 年度</td><td>令和 11 年度</td><td>令和 12 年度</td><td>令和 13 年度</td></tr>
<tr><td colspan="6">改　革　実　行　期　間</td></tr>
<tr><td colspan="3">前　期</td><td rowspan="2">中間評価</td><td colspan="2">後　期</td></tr>
<tr><td>転換期</td><td>定着期</td><td>発展期</td><td colspan="2">成熟期</td></tr>
</table>

天童市では、令和８年度「転換期」、令和９年度「定着期」、令和１０年度「発展期」、中間評価を経て、令和１１年度から令和１３年度を「成熟期」とし、部活動改革を推進する。

（2）　取組

【休日】

○令和８年度中に、全ての学校部活動において地域展開を行い、持続可能な地域クラブ活動を目指す。

【平日】

○各学校、行政、スポーツ・文化芸術団体との合意形成や条件整備等を図りながら、生徒にとってよりよい環境整備を目指し、学校や地域の実情等に応じた移行を実施していく。

第２章　地域クラブ活動

１　地域クラブ活動の基本理念

天童市における地域クラブ活動は、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動の環境を整備するとともに、生徒と地域が密接に関わることで、地域全体に新たな価値を創出するという観点から、以下の①、②を基本理念として、実施されることをめざす。

①生徒の自主的・自発的な参加によって行われるものであり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主な目的とするもの。
②学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、部活動改革の理念を踏まえ、適切な形態で活動が行われるもの。

２　地域クラブ活動に関する認定制度

天童市は、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動環境を整備するため、「天童市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」を制定する。前記１「地域クラブ活動の基本理念」をふまえて活動する地域クラブを天童市が「天童市認定地域クラブ活動（以下、認定地域クラブ活動という。）」に認定し、様々な支援を行うこととする。

（1）　認定要件

認定地域クラブ活動として認定を受けるために、以下のアからキの要件を全て満たすこととする。

<u>ア　活動機会が保障されていること</u>

・市内に在住する中学校等の生徒が所属していること。また、競技力の強化等に重きを置き、広域から生徒を集めることは認められない。選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること。ただし、クラブの活動理念や方針等により、そのクラブが対象地域や人数制限を設けることは妨げない。
・主に市内の施設を利用して活動を行っていること。

<u>イ　適切な活動時間・休養日を設定していること</u>

・生徒の心身の成長に配慮し、健康な生活を送ることができるよう、適切な活動時間や休養日を設定すること。
・週当たり２日以上の休養日を設け、１日の活動時間は、平日は２時間程度、休日は３時間程度とし、週当たりの活動時間は１１時間程度の範囲内とすること。ただし、週当たりの活動時間が１１時間程度の範囲内に収まり、かつ、週２日以上の休養日が設けら

れるのであれば、平日の活動を週３日以内に抑えつつ休日に２日間連続して活動を行う等、柔軟な対応を行うことも可能とする。

・年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日及等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること。

活動時間	・平日２時間程度 ・休日３時間程度 ・週当たり１１時間程度
休養日	・週当たり２日以上 ・休日のみ活動の場合、原則、土日のどちらかは休養日
長期休業中の休養日	・ある程度連続した休養期間を設ける

ウ　会費等を適切に設定していること

・受益者の負担を考慮し、持続可能な地域クラブ運営に必要な範囲で可能な限り低廉な会費（参加費）等が設定されていることが望ましい。ただし、活動内容によって、活動場所や必要な備品等が異なることから、認定要件として会費等の額に制限は設けない。

エ　適切な指導体制を整えていること

・指導の質を担保するため、指導者は、原則、有資格者であること。ただし、該当する指導者資格がない活動については、有資格者でなくとも十分な経験や知識を持った者が指導にあたること。

・認定地域クラブ活動においても、学校部活動と同様に、体罰・暴言・暴力・行き過ぎた指導・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の根絶を徹底すること。また、過度の活動の防止、不適切な休養の設定等についても、留意していくことが必須である。

ａ　上記の行為を決して行わないこと。

※このことについて、指導者自らだけでなく、参加生徒同士のこうした行為も許されないこととして深く認識し、指導にあたることが必要である。

ｂ　指導者は、天童市が定める研修又はそれに準じる研修を受講すること。

ｃ　持続的・安定的な活動の確保及び事故や暴力・暴言等の不適切行為を防止する観点から、指導は原則として複数人で行うこと。

オ　適切な安全管理体制が確保されていること

認定地域クラブ活動の実施主体は、安全な環境下で活動することができるように留意すること。また、緊急時の対応として連絡体制の整備やクラブ在籍者の保険加入を徹底すること。

・生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息時間、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること。
・保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと。
・参加者及び指導者等が、自身の怪我等を保障する保険や個人賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に加入していること。
・地域クラブ活動の実施主体は、地域クラブ活動の中に事故等が発生した場合の対応や責任主体を明確化していること。

カ　適切な運営体制が確保されていること

・認定地域クラブ活動の実施主体等において、次の内容を含む規約等を備えていること。

○役員（代表、副代表、会計、監事等）の選任・解任に関すること ○総会の運営等団体の意思決定に関すること ○会員の入退会、会費等に関すること ○予算・決算の審議・承認に関すること

・公正かつ適切な会計処理が行われ、加入者及びその保護者等の関係者に対する情報開示が適切に行われていること。
・営利を目的としないこと。

キ　学校等との連携が適切に行われていること

・認定地域クラブ活動方針や指導方針、スケジュール等を天童市や生徒の在籍する中学校と共有し、生徒１人あたりの活動時間を把握して生徒の健康管理に努めること。
・生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること。
・市及び教育委員会は、学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校入学時のオリエンテーション等による地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう協力を行う。
・学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合には、円滑な実施のため、市及び教育委員会、学校との連絡調整を行うこと。
・障がいのある生徒も地域クラブ活動に参加することを想定し、配慮や工夫を行うこと。

（2）　認定手続き等

①認定の申請は、地域クラブ活動の実施主体が申請をとりまとめて、

天童市に対し、申請書、誓約書、活動計画書、規約、その他必要と認める書類等（以下、「申請書等」）を提出すること。

②認定の申請の際に提出を求める誓約書において、地域クラブ活動の実施主体が、申請書等に記載した内容に沿って活動を実施すること。また、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じた場合は速やかに報告すること。

③市及び教育委員会は、提出された申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査を行い、前記２(1)「認定要件」を満たすものと認める場合には認定を行う。認定に当たっては、必要に応じて、学校等関係団体の意見を聴取する。

(3)　認定期間

①認定の有効期間は、認定された日から令和１１年３月末までとし、令和１１年４月以降は、認定された日から令和１４年３月末とする。

②認定期間内であっても、所属する生徒及び指導者の名簿は毎年提出するものとする。

(4)　学校部活動と認定地域クラブ活動との違い

項目	部活動	認定地域クラブ活動
実施主体	中学校	地域クラブ、団体
指導者	・教員 ・学校委嘱の外部指導者 ・部活動指導員等	・クラブの指導者 ・指導を希望し教育委員会から認められた教員、部活動指導員 ・保護者 ・地域の指導者等
活動時間	・平日２時間程度 ・長期休業中は１日３時間程度	・平日２時間程度 ・休日３時間程度 ・週当たり１１時間程度
休養日	・週当たり平日１日以上 ・週休日･祝日	・週当たり２日以上 ・休日のみ活動の場合、原則、土日のどちらかは休養日
	長期休業中はある程度連続した休養期間を設ける	
運営費	保護者会費等	受益者負担が原則
大会参加	・中体連、中文連主催大会の参加は可能	・中体連、中文連主催大会（条件あり） ・その他の大会・練習試合

３　認定地域クラブへの支援

(1)　学校施設及び備品等の使用

学校部活動と同様に、地域クラブ活動も学校施設を中心とした身近な地域での活動が望ましいとされているため、学校管理者の許可を得て中学校施設や備品等を優先して使用できるものとする。

（2） 市有施設における使用料等の減免

市有施設（スポーツセンター、市民文化会館等）を認定地域クラブが使用した場合、休日の使用料等（備品使用料、照明使用料及び冷暖房料を除く）を減免する。

（3） 活動費・運営費の支援

円滑なクラブ運営が行うことができるよう、認定地域クラブに対し、活動内容や対象経費に応じて支援を行う。

（4） 関係機関との連携促進

①地域クラブ活動の実施主体と生徒が所属する中学校との連携

前記２(1)コ「学校等との連携が適切に行われていること」の内容を踏まえ、学校及び部活動指導者と緊密な連携を図り、生徒の充実した活動に努めること。

②関係団体等・民間企業との連携

市及び教育委員会は、部活動改革を円滑に進めるために、幅広い関係団体等（スポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ・文化芸術団体、中学校体育連盟、中学校文化連盟等)、民間企業と連携・協働しながら、一体となって取り組むこととする。

４ 各種課題への対応

（1） 実施主体の整備

実施主体による地域クラブ活動の運営の状況等を把握しつつ、相談・助言窓口等のサポート体制を整備するとともに、マネジメント等に関する研修機会を確保する等、持続的・安定的な運営に向けたサポートをきめ細かく行う。

（2） 指導者の確保と育成

①認定地域クラブの指導者は、原則、有資格者であることから、市及び地域の多様な人材から十分な指導者を確保するために、市及び教育委員会は、関係団体と連携し、指導者の確保や資格の取得について支援を行う。

②保護者・生徒等から信頼される指導者による適切な指導が行われるよう、市及び教育委員会は、研修会や情報交換会の開催等を進める。

（3） 教職員の兼職兼業

①教育委員会は、地域クラブでの指導を希望する教職員が、兼職兼業の許可を得られるために、「天童市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱」を策定する。

②地域クラブでの指導を希望する教職員は、校長を経由し、兼職兼業許可申請書類を、教育委員会へ提出するものとする。
③教育委員会が兼職兼業の許可をする際には、教職員本人の意思を十分に確認、尊重するとともに、本務への支障の有無、健康への配慮等、学校運営に支障がない場合に限り許可する。
④兼職兼業の許可を受けた教職員は、地域クラブ活動における業務内容や労働時間、自身の健康状態について、毎月教育委員会に報告を行う。また、自身の怪我等を保障する保険や個人賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に加入するものとする。
※休日等の業務時間外において、無償または交通費等の実費弁償の範囲内のみの支給で指導を行う場合、他の事業に従事することの許可申請書を、教育委員会へ提出するものとする。

（4） 活動場所の確保
①教育委員会は、市内の学校施設の利用について、既存の使用団体と調整をしながら優先利用及び使用料減免等の整備を行い、生徒の活動の機会を確保する。
②市は、スポーツセンターや市民文化会館等の市有施設使用料を減免し、実施主体や参加者の負担軽減に繋げる。

（5） 経済的困窮世帯への支援
各世帯における地域クラブ活動にかかる費用負担が、部活動よりも増加する可能性があるため、生徒が経済的な理由により地域クラブ活動への参加を諦めることがないよう、該当する世帯への支援を検討する。

（6） 認定されていない地域クラブの取り扱い
①市及び教育委員会は、認定されていない地域クラブにおいても、その実施主体が中学校の部活動の意義を継承し、中学校の生徒を対象としたスポーツ・文化芸術活動を実施している際は、活動の質の担保等の観点から、認定要件に準じた活動を実施するよう周知し、場合によって指導助言を行う。
②活動時間・休養日の設定や、暴言・暴力・ハラスメント、虐待、いじめ、無視及び行き過ぎた指導等の不適切行為の厳禁、生徒の安全確保については、地域クラブ活動の実施主体において、適切な対応を徹底すること。

第３章　学校部活動

1　学校部活動の在り方

中学校における部活動は、望ましい人間形成に資するものであり、生徒にとって適切なスポーツ・文化芸術活動等を構築するという観点から、以下の①から④を重視し、最適な形で実施されることをめざす。

①生徒がスポーツ・文化芸術活動等に親しむことで、スポーツや文化芸術活動等の習慣化の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持、増進し、豊かなスポーツ・文化芸術ライフを実現するための資質・能力の育成を図る。
②生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との連携を図り、合理的かつ効率的、効果的に取り組む。
③生徒の心身の発育、健全な成長を促すために科学的根拠に基づき指導を行う。さらに、心身の成長過程にある生徒にとって、過度な負担にならないように適切な活動日数や活動時間を定め、計画的に実施する。
④学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

2　適切な運営のための体制整備

(1)　学校部活動に関する方針の策定等

①校長は、「天童市部活動地域展開推進計画」及び「地域クラブ活動・学校部活動に関する総合的なガイドライン」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
②部活動顧問は、活動計画（活動日、活動時間、休養日及び参加予定大会日程等）及び活動実績（活動日時、休養日及び大会参加日程等）を作成し、定期的に校長に提出する。
③校長は、「学校の部活動に係る活動方針」及び「活動計画等」を公表する。

(2)　指導・運営に係る体制の構築

①部活動指導員の配置・研修

・教育委員会は、各学校の生徒数や教員数、校務分担の実態等を踏まえ、学校教育について理解し、適切な指導が行える者を部活動指導員として任用し学校に配置する。
・教育委員会は、部活動指導員に対し、部活動の位置付けとその教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導の在り方、安全の確保や事故発生後の適切な対応、生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受

けることや生徒・保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、研修を行う。

②校内における体制の構築

・校長は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で部活動顧問を決定する。また、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、外部指導者からの協力を得る等、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

③活動計画、活動実績の確認

・校長は、定期的な活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に部活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

④保護者等との情報の連携

・校長は、部活動を適切に運営するために、各部の取組みの確認や評価を行い、改善に努める。

・校長は、教員のみならず、外部指導者や保護者と連携し、部活動の適切な実施に努める。

・校長は、保護者とスケジュールや活動状況等の情報を常に共有し、信頼関係を深めるよう努める。また、各部の保護者会等が設置されている場合は、学校への支援体制及び会計責任等について保護者会等との役割を明確にするなど、共通理解が図られるよう努める。

⑤合同部活動と合同チーム、拠点校部活動

・合同部活動とは、山形県中学校体育連盟において「設置者である自治体の施策として複数校が継続的に部活動を合同で実施するもの」とし、「編成する学校の全てに部活動があり、顧問がいること」と規定されている活動である。

・合同チームとは、少人数により単独校においてチーム編成が不可能な場合の大会出場の機会を保障するためのものであり、「山形県中学校体育連盟主催大会における複数校合同チーム参加規定」を満たしているものである。

・拠点校部活動とは、生徒が在籍校に希望する部活動がない場合、参加を希望する生徒を一つの学校が受け入れるものであり、「山形県中学校体育連盟主催大会における拠点校部活動参加規程」を満たしているものである。

3　適切な指導及び安全・安心の確保

（1）　暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

校長及び部顧問、部活動指導員、外部指導者は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポ―ツ障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）に努めるとともに、体罰・暴言・暴力・行き過ぎた指導・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の根絶を徹底する。　特に運動部活動においては、文部科学省が平成２５年５月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則った指導を行う。教育委員会は、学校におけるこれらの取組みが徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

（2）　合理的かつ効率的・効果的な活動の推進

①運動部活動の指導者は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障がい・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

②文化部活動の指導者は、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を妨げること等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

（3）　適切な活動時間に関する基準

学校は、部活動における休養日及び活動時間について、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう部活動を計画する。「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成２９年１２月１８日　公益財団法人日本体育協会）において、「休養日を少なくとも１週間に１～２日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、１６時間未満とすることが望ましい」ことが示されていることを踏まえ、これを基準として遵守する。

【適切な活動時間・休養日の設定】

・平日は２時間程度、長期休業日については平日３時間程度の活動を行う。

・平日１日以上の休養日を設定する。休日（土曜日及び日曜日、祝日）は原則部活動を行わない。
・長期休業中の休養日については、学期中に準じた扱いを行い、出来る限り週休日に休養日を設定する。学校部活動以外にも多様な活動が行うことができるように、ある程度長期の休養期間を設ける。
・始業前練習については禁止とする。
・学校部活動で中体連・中文連主催大会に参加する場合は、校長の承認を得て、参加する。
・定期試験に関わって一定期間、学校全体の部活動休養日を設ける。
・中体連・中文連主催大会等に向けて、校長が特別強化期間を設定する必要があると判断した場合においても、少なくとも平日に週１日の休養日を設けたうえで、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定め、期間終了後に活動時間を調整する。

＜学習指導要領解説の一部改訂（令和６年１２月）の概要＞
（中学校・高等学校・特別支援学校）

○部活動の現状の位置付けの明確化
部活動は、法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることにも留意すべき旨を総則編及び保健体育編に明記。

○部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮
運動部の活動における留意事項として、以下の内容を保健体育編に明記。
・レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障がいのある生徒等、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等としたりする等の工夫を実施すること。
・複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるよう配慮すること

※令和６年１２月に学習指導要領解説が改訂によって、部活動の位置づけの明確化及び部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮についての記載が行われていることにも留意すること。

第４章　活動等における事故防止について

スポーツ活動はもとより、文化芸術活動にも、運動を伴う活動や野外活動、ボランティア活動等が含まれ、活動内容が多岐に渡っている。活動内容によっては、事故防止について十分配慮する必要があるとともに、生徒の体調の急変等に対応しなくてはならない場合が考えられるので留意して活動すること。

1　活動前や活動中における留意事項

(1)連絡体制整備と健康状態の把握

①学校及び地域クラブは、各々の管理下において事故が発生した場合に備え、危機管理マニュアル（活動中の事故を含む）を確立し、平素から各指導者・生徒・学校及び地域クラブとともに共通理解が図られるようにする。

②学校及び地域クラブは、それぞれ生徒の既往症（心臓疾患やアレルギーの有無等）を事前に把握し、万一の際の対処法を生徒本人及び保護者と確認しておくよう徹底する。

③指導者は、活動前に生徒の体調確認を行う等、事前の事故防止を徹底する。

④指導者不在時の活動は禁止とする。

⑤学校及び地域クラブ内で感染症が流行した、もしくは流行の恐れがある場合は、活動を停止する。

(2)安全点検

①学校及び地域クラブは、指導者に対し、活動場所、設備、備品及び用具等の安全点検について、日常的に行うよう指導する。

②学校及び地域クラブは、指導者に対し、ＡＥＤの設置場所を確実に把握するように指導するとともに、ＡＥＤの使用方法については、各指導者の積極的な研修会への参加を促し、また講師を招聘しての指導者研修会を開催する等、各指導者が確実に使用できるように努める。

(3)活動中に配慮すべき事項

①指導者は、活動中にも生徒の体調確認を行うとともに、生徒が体調不良の際には、自ら速やかに申し出ることができるよう、普段から生徒との円滑なコミュニケーションを図っておく。

②指導者は、生徒に対し、自ら事故や熱中症等を回避することができるよう指導する。

③緊急時は消防署や医療機関等との連携のもと適切な対応を行うとともに、明確に記録する。

（4） 活動場所への移動手段

①活動場所への移動については、実施主体において十分留意すること。
②公共交通機関を利用すること。
③徒歩及び自転車で移動する場合は、交通ルール・マナーを順守するよう、交通安全指導を徹底すること。
④保護者の自家用車で移動する場合は、他の生徒を同乗させないこと。
⑤貸切バス等を利用する場合は、法令に基づく許可または登録を受けた交通事業者であることを確認し選定するとともに、直接依頼し適切に契約すること。

2 天候等の考慮すべき事項

（1） 熱中症への対策

①学校及び地域クラブは、高温・多湿時において、活動が予定されている場合については、活動の延期や見直し等、柔軟な対応を行う。また、活動中に熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、迅速に対応する。
②学校及び地域クラブは、熱中症特別警戒アラートが発表された場合（前日 14：00 時点）は、原則、活動（外部施設での練習や練習試合を含む）は行わないこと。また、熱中症警戒アラートが発表されている場合（前日 17：00、当日 5：00 発表）は、活動の中止を前提に慎重に判断すること。
※大会やコンクール等への参加については、会場等にエアコンの設置等の環境整備がなされ、かつ、会場等まで全ての児童生徒を暑さ対策が十分な方法で送迎できる等、熱中症対策が徹底されていること等を総合的に勘案し、適切に判断すること。
③単に暑さ指数（以下、「ＷＢＧＴ」）によらず、天気予報を含め活動場所の気象状況により、生徒の安全が少しでも危惧される場合は、躊躇なく活動を延期すること（ＷＢＧＴの値が高くなくとも熱中症のリスクがある）。

ＷＢＧＴ３１℃以上	活動中止。
ＷＢＧＴ２８℃以上	厳重警戒（激しい運動は中止） 活動内容の変更、個々の健康観察、こまめな休憩時間の取得、水分・塩分の補給等の健康管理を徹底すること。

④学校及び地域クラブは、午前から午後にかけての活動等、時間の経

過とともにＷＢＧＴの上昇が想定される場合には、気象状況や生徒の活動状況も踏まえ、活動の中止や変更を行うこと（事故発生前の判断）。

⑤指導者は、活動終了後のクーリングダウンと健康観察を徹底すること。活動中だけではなく、移動時における熱中症リスクについても、十分に考慮すること。

⑥気温が高くなり始める４月下旬～５月下旬には、気温が２８℃以下でも発症する可能性があるため、早い時期から暑さになれるよう順化期間を設ける等、暑さに徐々にならしていく暑熱順化を行うこと。

(2)　低体温症への考慮

指導者は、雨天時等にやむを得ず活動する場合、生徒の衣服が濡れたままで長時間活動する等して、低体温症になることのないよう、健康状態に十分注意する。

(3)　雷・暴風雨等への考慮

雷や暴風雨の際には、活動の中止や中断の判断を的確に行う。

【落雷発生時】学校における危機管理の手引き　学校安全編

対応ガイドライン	
事前	・関係者は、児童生徒等の安全を最優先することを十分に共通理解する。 ・当日の活動は、余裕をもったスケジュールを組む。 ・活動の中止決定の手順、避難場所、避難方法・誘導手順を明確にしておく。 ・前日に、当日の気象予報（天気予報、気象警報・注意報、気圧配置、前線の有無、竜巻情報等）を確認し、対応の想定を行う。
当日	・朝、気象予報を確認するとともに、落雷・突風等が想定される場合は、定期的に気象情報を入手し、関係者に情報を提供する。 ・絶えず雷鳴や空模様に注意する。雷注意報発令の有無にかかわらず、雷鳴が聞こえたり、雷雲が近づく様子があったりする場合は直ちに活動を中止する。雷鳴が遠くかすかに聞こえる時も、落雷する危険信号と考えて直ちに活動を中止する。 ・避難は、近くの建物、自動車、バスの中等、安全な空間に入る。周囲に建物等がない場合は、足を閉じてしゃがみ、身を低くする。 ・雷雲が遠ざかって、２０分以上が経過してから屋外に出る。 ※気象庁のホームページにおいて、詳細な地域分布と１時間先まで１０分ごとの予報を確認できる「レーダー・ナウキャスト（降水・雷・竜巻）」を活用

【落雷発生時の留意事項】

・自動車、バス、列車、鉄筋コンクリート建築の内部は安全である。その際、建物や車両の壁、電気製品の近くから離れる。

・テントやトタン屋根の仮小屋は危険である。

・周囲に建物等がない場合は、足を閉じてしゃがみ、身を低くする。

・高い木には落雷しやすいので、４ｍ以内には近づかないこと。人間は、木よりも電気が通りやすいので、木から人間に雷が飛び込む「側撃」という現象が起こる危険がある。

３　クマ等対策の留意事項

①市及び教育委員会は、学校、保護者、地域や関係機関と連携して通学路等の安全確保を図ること。

②学校及び地域クラブは、保護者、地域や関係機関と連携して、通学路等の安全確保を図り、十分な安全が確保できない場合には、活動を延期または中止すること。

③学校及び地域クラブは、活動場所において、クマ等が出没した場合には、110 番通報し、避難・誘導等により、子どもの安全を守る共通理解を図ること。

④学校及び地域クラブは、出没情報がある場所での活動等を避けること。また、出没が予想される場合には、活動場所や活動時間に配慮すること。

第５章　大会等への参加等について

１　大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

（1）　大会等への参加の引率

【部活動】

①部活動における大会参加は中体連・中文連主催の大会とし、校長の承認を得て、参加する。

②合同チーム、合同部活動、拠点校部活動で参加する場合は、参加条件を満たし、当該校の校長の承認を得て、参加する。

③生徒の引率については、教員、部活動指導員、当該校の指導者等が行うこと。

④教育委員会及び校長は、教員が引率業務を行う際には、週休日の振替等を適切に実施する等、教員の負担が過度とならないよう配慮すること。

【地域クラブ活動】

①休日の大会・練習試合等へは、地域クラブ活動等で参加する。

②地域クラブ活動等における大会・練習試合等の引率は、実施主体の指導者等が行うこと。

（2）　大会等運営への従事

①教育委員会及び校長は、大会運営に従事する教員等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う。地域クラブ活動等の実施主体は、当該団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う。

②教育委員会及び校長は、スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教員等を含め、教員等が実費弁償の範囲を超えて報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合には、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。この際、学校における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等を確認した上で、兼職兼業の許可の判断を行う。